

令和6年度 千葉県立長生特別支援学校高等部普通科
第1学年入学者選考実施要項

1 応募資格

本校の高等部に入学を志願できるものは、以下に示す通学区域に居住し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める知的障害者及び肢体不自由者で、次に該当する者を原則とする。

- (1) 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月に修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和6年3月に学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者

2 通学区域

(1) 知的障害

長生郡(一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町)

(2) 肢体不自由

長生郡(一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町)

勝浦市、いすみ市、夷隅郡(大多喜町、御宿町)

3 入学定員

特に入学定員を定めない。

4 出願

(1) 事前の教育相談

令和6年1月12日(金)までに本校で進路に係る事前の教育相談を済ませること。

知的障害者を教育する特別支援学校の専門学科及び普通科(職業コース)を受検し入学許可候補者とならなかった者で、知的障害者を教育する特別支援学校高等部普通科を志願する場合には、令和6年2月13日(火)までに本校で進路に係る事前の教育相談を済ませること。

なお、知的障害者を教育する特別支援学校の専門学科及び普通科(職業コース)の2次募集を受検し入学許可候補者とならなかった者が、知的障害者を教育する特別支援学校高等部普通科(職業コースを除く)を志願する場合には、令和6年2月13日(火)までに本校で進路に係る事前の教育相談を済ませること。

(2) 願書等の提出期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月13日(火)までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

なお、知的障害者を教育する特別支援学校の専門学科及び普通科(職業コース)の2次募集を受検し入学許可候補者とならなかった者が、知的障害者を教育する特別支援学校高等部普通科(職業コースを除く)を志願する場合には、令和6年2月13日(火)までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

(3) 提出先

本校事務室

(4) 提出書類等

ア 入学願書（様式2）

イ 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し）又は障害を有することを証明する診断書（様式4）

ウ 入学者選考受検票（様式6）

エ 調査書（在籍校で記入・様式7）

オ 返信用封筒（84円切手を貼った定形長形3号の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記したもの）

カ 通学区域外からの入学志願証明書（通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校校長または出身校校長の証明を受けて、志願する学校長に提出すること）（様式9）

5 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考の方法

諸検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

(2) 入学者選考日と当日の内容等

ア 期 日 令和6年2月21日（水）

イ 会 場 千葉県立長生特別支援学校

ウ 内 容 諸検査（学力検査、作業能力検査等）、面接

※ 保護者の面接も行います。

エ 日 程 願書受付時にお知らせします。

6 追選考

選考日当日にインフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続

インフルエンザ罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、本校校長が定める所定の手続きにより、承認を受けたものを対象とする。本選考を一部でも受検した者は、追選考を受検することはできない。

(2) 入学者選考日

令和6年度2月29日（木）

(3) 入学者選考会場

本校

(4) 入学者選考の方法

追選考の方法については、本校校長が別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び通知

令和6年3月4日（月）午前9時に入学許可候補者を本校昇降口に掲示するとともに、受検者に郵送にて通知する。

8 入学の確約

入学許可候補者に内定した者は、入学確約書（入学許可候補者の発表時に配付もしくは送付したもの（様式20））を令和6年3月11日（月）までに提出する。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 再募集

特別支援学校の受検を希望し、本校において教育相談を受けた者を対象として行う。なお、再募集に係る事項については、本校校長が別に定める。

10 その他

- (1) この要項に定める応募資格に違反し、又は提出書類等の重要事項の誤記若しくは不備、その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- (2) ここに定めるもののほか、入学者選考について必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会と協議し対応する。
- (3) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、情報提供の請求を行うことができる。

※ 入学者選考に関する問い合わせ先

千葉県立長生特別支援学校高等部 入学者選考係

教 頭 三橋 徹

高等部主事 井桁 陽子

郵便番号 299-4303

住 所 千葉県長生郡一宮町東浪見6767-7

電話番号 0475（42）2470

F A X 0475（42）7517